

学校の部活動に係る活動方針

令和4年 4月 1日
鹿角市立尾去沢中学校

1 部活動の位置付けと種類

部活動は、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図るために行われるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として位置付けるものである。

- ① 部活動の対象生徒：全校生徒
- ② 部活動の種類

・野球	・陸上競技	・吹奏楽	(・駅伝)
・スキー (アルペン、クロスカントリー、ジャンプ・コンバインド)			

2 適切な休養日及び活動時間等の基準

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

- ① 活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
平日の活動終了時刻：夏季 18:15 完全下校時刻 18:30
冬季 18:00 完全下校時刻 18:15
- ② 活動休止日は週2日で、毎週水曜日と土曜日又は日曜日とする。やむを得ず土・日の両日に活動した場合は休止日を他の日に割り振り、週2日以上休業日は確保する。
- ③ 夏季休業中は、1週間以上の連続した休業期間を設ける。ただし、日本中学校体育連盟主催の全国大会に出場する場合は例外とする。
- ④ これまでの申し合わせ事項である第1・3日曜日の休業日は引き続き遵守する。

3 部活動顧問による活動計画の作成

- ① 部活動顧問は、活動方針を遵守した年間を見通した活動計画等を作成して休養日を確保するとともに、保護者会等で説明し、理解を求める。
- ② 活動計画等を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。
- ③ 部活動顧問は、毎月活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出し、承認を得る。